
地方独立行政法人堺市立病院機構

定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに医療に従事する者に対する研修、地域医療の支援等の業務を行うことにより、堺市の医療施策として求められる救急医療及び高度医療等を提供し、医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、堺市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、堺市西区家原寺町1丁1番1号に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場の掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

第2章 組織及び業務

(役員の数)

第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は堺市長（以下「市長」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、市長が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 理事長及び副理事長の内期は、4年とする。

2 理事の内期は、2年とする。

3 監事の内期は、任命の日から、理事長の内期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

5 役員は、再任されることができる。

（職員に関する事項）

第11条 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の内程で定める。

（理事会の設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の内営）

第14条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

（理事会の議事）

第15条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

（1）法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

（2）年度計画に関する事項

（3）予算の作成及び決算に関する事項

（4）診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

（5）重要な内程の制定又は改廃に関する事項

（6）前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(病院の設置)

第16条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 堺市立総合医療センター

所在地 堺市西区家原寺町1丁1番1号

(業務の範囲)

第17条 法人は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと
- (3) 医療に従事する者に対する研修を行うこと
- (4) 医療に関する地域への支援を行うこと
- (5) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

2 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（次項において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため市長が必要があると認める場合において、市長から救助、救援、医療その他事態の対処に必要な業務（この項及び次項において「救助等」という。）の実施を求められたときは、その求めに応じ、救助等を行わなければならない。

3 法人は、災害等の緊急事態に対処するため、必要な救助等を自ら行うものとする。

(業務方法書)

第18条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第19条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により、堺市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第20条 法人が解散した場合において、法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該財産は堺市に帰属する。

(規程への委任)

第21条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第19条関係）

土地

所在地	地積（㎡）	備考
堺市堺区南安井町一丁1番	14,016.00	平成27年7月譲渡
堺市堺区永代町二丁39番1	1,139.38	同上
堺市堺区少林寺町東四丁5番1	990.87	平成29年2月譲渡
堺市西区家原寺町一丁1番1 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁2番1、同2番3、同2番4、同2番5、同2番6及び同150番3と合筆）	1,517.26 （平成27年7月の合筆により現在は、19,693.49）	
堺市西区家原寺町一丁2番1 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	5,890.29	
堺市西区家原寺町一丁2番3 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	7,189.35	
堺市西区家原寺町一丁2番4 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	3,209.30	
堺市西区家原寺町一丁2番5 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	598	
堺市西区家原寺町一丁2番6 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	1,128	
堺市西区家原寺町一丁150番3 （平成27年7月 堺市西区家原寺町一丁1番1へ合筆）	159	
堺市西区津久野町一丁29番	5,257.66	

建物

施設名	所在地	床面積又は延べ床面積（㎡）	備考
病院・駐車場	堺市堺区南安井町一丁1番地	延べ 42,825.60	平成27年7月譲渡
倉庫	同上	7.50	同上
倉庫	同上	10.16	同上
駐輪場	同上	195.00	同上
看護師宿舎	堺市堺区永代町二丁39番地1	延べ 1,755.34	同上
医師・看護師宿舎	堺市堺区少林寺町東四丁5番地1	延べ 1,875.34	平成29年2月譲渡